

意見公募手続により提出された意見、その考慮の結果及び理由について

1 規則等の案の題名

- (1) 静岡市一般廃棄物処理業等許可に関する審査基準の制定について（案）
- (2) 静岡市一般廃棄物処理施設等の設置等に関する指導要綱の制定について（案）
- (3) 静岡市一般廃棄物処理施設の維持管理に関する指導基準の制定について（案）
- (4) 静岡市一般廃棄物処理業等許可に関する行政指導指針の制定について（案）

2 意見公募手続を実施した期間

令和5年9月11日（月）から令和5年10月11日（水）まで

3 提出された意見の件数

13件

4 提出された意見、その考慮の結果及び理由

別紙のとおり

意見公募手続により提出された意見、その考慮の結果及び理由について

別紙

設問1	静岡市では、民間のリサイクル技術や施設を有効利用することで、一般廃棄物のリサイクルを促進するとともに、市の清掃工場における焼却・溶融処理量の抑制、それに伴う温室効果ガスの発生や最終処分場への埋立量の削減を図るため、民間事業者によるリサイクル処理が可能となるよう、一定の要件に該当する場合に、新たに一般廃棄物処理の許可を行うこととします。 このことは妥当と考えますか。
-----	--

意見No.	提出された意見の内容	回答	考慮の結果 (案の修正有無)	理由
1	はい (理由等) プラスチック類の分別・収集し再利用化することは、焼却第一主義からの変更であり、このことによって、温室効果ガスの消滅・マイクロプラスチックによる環境汚染・生物への影響を考えると、その政策については賛成である。ただ一般廃棄物は、収集から最終処分まで、市町村の固有事務である。 その点では、これまでの市の政策はこの基本から反れて、清掃業務の人員削減(退職者不補充)により、可燃物収集業務の全面委託化が終了し、次は不燃物(個人)収集も全面委託化の方針を打ち出している。わずかに市として残るのは、ふれあい収集のみであり、これも人員削減が進めば、保障されないであろう。 こうした市の政策により、プラスチック類の収集・運搬・中間処理・再生について、民間事業者により「一般廃棄物の許可」を可能とする為に、その条件作りの規則が必要としたものと思われる。 規則等(案)は、廃棄物処理法・水質汚濁防止法・大気汚泥防止法などに沿ったものであり修正すべき箇所は余り見当たらないが、果たして手を挙げる民間業者・あるいは新規に許可申請をする業者がいるのだろうか。 その点では、一般廃棄物処理基本計画で静岡市環境公社について、「市は、その経営計画に基づき、団体の役割を評価し、必要な関与を行い、環境公社と共に市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めます。」との方針を出している。 収集・運搬について長年の実績があり、プラスチック類の収集(回収)の体力があると考えられる。必要な手当てをし、そのことが学校給食で民間委託をし広い範囲にわたって給食がストップし、廃業までしたことを考えると、安定した業者の選定を行うのも、ひとつの方法ではないだろうか。 「許可」後について、市の行政指導だけでなく、最終処分場の「安定型」であれば、その量の確認「安定型の物質」以外の搬入のチェックなども、必要であろう。水質に関しては、かなり厳密に規定されているが、大気・騒音・臭気などは基準として、資料として載っていない。(あるとしたら、省令の〇〇条と記述しているところかもしれないが) 焼却主義から脱却するために、プラスチック類の再利用・さらに生ごみの減量・バイオマス化・飼料化等の、有効な政策を望みます。	一般廃棄物処理業の許可に当たっては、法の定める基準を踏まえ、安定・継続的に事業を実施できる事業者に対し許可を行ってまいります。 許可後の適正処理の確保についても、本市の指導基準のほか、法令の定める処理基準や維持管理基準に則って、適切に管理・指導を行ってまいります。	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
2	はい (理由等) このことは、一般廃棄物の適正処理や循環型社会の形成の推進に資すると思量するため。	—	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
3	はい (理由等) 国が循環型社会の実現を目指している観点からも本案に賛成する。 一般廃棄物処理の許可に当たっては、一定の要件に該当する場合に許可をすることとなっているが、許可後、これに違反した場合の罰則規定は明文化するのか。	許可後の違反行為については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において罰則規定が設けられています。	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
4	はい (理由等) 循環型社会構築や脱炭素社会を目指すうえで、必要な取り組みと見ます。 ただし、収集運搬効率が変わることにより、運搬時の二酸化炭素排出量は増えるのではないのでしょうか。	運搬時の二酸化炭素排出量に関しては御指摘のとおりですが、制度全体としては環境に資するものと認識しています。	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
5	はい (理由等) 全体的な意見でいえば「はい」一部の意見でいえば「いいえ」となる。 既にペットボトル、スチール缶、アルミ缶などを回収している民間業者は存在している。ビンだけが存在していない。静岡市の意図としては、ここに家庭ゴミに交じって排出されている「一般家庭から排出されるプラスチック(ペットボトルを除く)」をくわえ、市民に分別を促し、個別に回収し、民間業者に任せたいというものだろうが、焼却・溶融処理量となると民間事業者に委託したとしても結局のところ行きつく先は同じか、もしくは個別に施設運営を行うことで温室効果ガス発生量の増加をさらに促すのではないかと考えられる。また、プラスチックは燃料にもなるため、プラスチックの減少に伴い、結果として静岡市の焼却炉に追加して燃料が使われ、更にゴミの日以外の「プラスチックごみの日」回収日が設定された場合、民間業者における車からのCo2排出量を含め、逆に温室効果ガスの発生を促すのではないだろうか。追加して税金が多く使われる、というのであれば一般廃棄物処理の許可は慎重に行ってほしい。また、回収方法が現在ペットボトル、アルミ缶、のように企業が個別にステーションを設けての回収ならば良いが、自治会での委託回収、まとめて企業が収集、となるのであれば未加入者が捨てられなくなるため断固として拒否したい。現在、燃えるゴミにビンの混入が非常に目立っている。捨て場所がないのだと思われる。飲み物を含め、ビンが普及すればCo2削減、プラスチック減少にもつながるが、そもそも捨てる場所がないとなれば、普及は難しいだろう。	今回の改正は、主に事業所から排出される一般廃棄物(生ごみ・木くず等)のリサイクル処理を想定しており、一般家庭から排出されるプラスチックのリサイクル処理に関しては、別途検討中です。いただいた御意見は検討の参考とさせていただきます。	修正なし	今後の運用・検討の参考意見とするため
6	はい (理由等) 廃棄物には有機物が多くこれを分別し自然分解をさせ土に返すことが出来ます。民間のリサイクル技術と施設の活用により、一般廃棄物のリサイクルを増やし、温室効果ガスの発生や最終処分場への埋立量の削減を図るため、民間事業者によりリサイクル処理の許可を与えることは妥当です。	—	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
7	はい (理由等)	—	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
8	はい (理由等) 今まで静岡市において一般廃棄物処理及び収集運搬の許可が特定業者によってしか受けておらず、火事や災害時に動ける業者が足りなくなっていると思う。	—	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため

意見No.	提出された意見の内容		回答	考慮の結果 (案の修正有無)	理由
9	はい	(理由等) ・現在の静岡市における処理施設の整備状況では、焼却が主な処理となっていることから、循環型社会形成推進基本法や静岡市一般廃棄物処理基本計画が求めている循環型社会の実現が困難であると考え。そのため、処理許可の要件緩和は必要な措置である ・一方で、環境省H26.10.8通知に基づき、過剰な一般廃棄物の新規許可の発出は避け、許可認可は慎重に検討のうえ、真に必要なもののみに行うべきである。	過剰な一般廃棄物の新規許可の発出は、既存の許可業者の事業への影響を及ぼす恐れがあるため、必要最小限の許可を行ってまいります。	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
10	はい	(理由等) 民間の企業の技術の取り入れる事で焼却・溶融処理量の抑制ができ、最終処分場への埋立量の削減を図る事が少しでも出来れば賛成です。	—	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
11	はい	(理由等) CO2及び温室効果ガスの削減及び化石由来原料の使用削減が叫ばれている昨今、静岡市として時代の流れに沿った施策を進める必要があると思う。現在、静岡市内で発生する一般廃棄物は全て焼却処理しているが、水分の多い残飯等を焼却する為には多大な燃料を要する。燃料が高騰している現在、焼却物の熱カロリーを上げる事により燃料の使用量の削減出来、経費の削減にも寄与する。また焼却量を削減する事でCO2及び温室効果ガスの削減にも寄与出来る。その為に水分の多い残飯等を焼却ではなく肥料化に移行してはいかがでしょうか。	御指摘のとおり、今回の改正は、主に事業所から排出される一般廃棄物(生ごみ・木くず等)のリサイクル処理を想定しています。	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
12	はい	(理由等) 本来、行政側の責任にて処分するものだが、環境面(臭気対策等)をしっかりと考え、継続管理が可能な民間事業者には許可を行い温室効果ガス排出の抑制に努めた方がよい。	—	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
13	はい	(理由等) リサイクルを推進するためには民間の力も必要だと思います	—	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため

設問2	今回の規程(案)では、一般廃棄物処理施設を設置する場合には、施設周辺住民とのトラブルを防止し、円滑な施設の設置・運営を図るため、事業者に対し住民説明会の開催を求めることとしています。このことは妥当と考えますか。
-----	---

意見No.	提出された意見の内容		回答	考慮の結果 (案の修正有無)	理由
1	はい	(理由等) そのとおりだと思います。 住民説明会とともに、業者と住民の協定書を結び、分析結果の公表、住民の立ち入り許可なども、必要と思われるます。	協定書の締結については、規則等(案)において、「事業者は、周辺住民等から協定の締結を求められたときは、誠実に対応するよう努める」としています。	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
2	はい	(理由等) 実態として、関係法令や条例・基準・要綱等に適合する施設であったとしても、廃棄物処理施設を住民が迷惑施設として設置に反対する場合があります。当該施設を都道府県や市町村が設置する場合と比較し、事業者による設置の場合、住民との連携や繋がりが希薄であることから地域特性や住民感情等がないがしろにされるおそれがある。これらのことから、住民説明会に係る計画書や報告書、見解書や協定の締結等に係る規定は必要であると思料する。	—	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
3	はい	(理由等) 施策の公平性・透明性の観点から住民説明会の開催は必要と思う。 立地に関する基準に関しては、最近の気象現象の変化により立地環境の調査(地質・土壌など)について専門部会(有識者)を設置する必要があるものと思う。	一定規模以上の施設の設置に当たっては、環境分野の専門家で構成する「静岡市廃棄物処理施設設置等に係る専門家会議」において施設周辺の生活環境への影響等について審議を行うこととなっております。	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
4	はい	(理由等) 廃棄物の処理は、施設を設置したのちも継続的に実施していく必要があり、地元とも良好な関係の下、事業を行っていく必要があり、設置前に十分地元理解をいただくことは大切であると思われるため	—	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
5	はい	(理由等) 焼却・溶融処理を行うのであれば少なからず説明はした方が良いと思う。火災の危険性、爆発の危険性。音の問題。空気の問題。工場に出入りする車の音の問題など、様々な事が懸念される。だが、平日の昼間に行えば若い人たちの住民がほとんどおらず、年寄だけしか説明を受ける人はいないだろう。そもそも、変化を嫌う層からすればたいいてい、新しい取り組みについて理解を示さない。会場を設置して説明することも良いが、何か、チャットで参加できる型のインターネット閲覧を含めての説明会を開催できたら良いと思う。私もそうだが、昼休憩は12時から13時、朝8時から夜18時まで仕事、なんていう20代から50代には説明会すら参加する時間が今は無いが、円滑な施設の設置・運営を図るため、さまざまなことを動かすのであれば若い人たちの意見を積極的に取り入れることをおすすめしたい。	御指摘のとおり、平日の昼間の説明会開催では、参加できる住民に限られるため、土日や夜間など、住民が参加しやすい日時を設定を指導してまいります。WEBを使った説明会の開催についても今後の運用の検討事項とさせていただきます。	修正なし	今後の運用・検討の参考意見とするため
6	はい	(理由等) 一般廃棄物処理施設を設置する際に住民説明会を開催することは、トラブルを予防し、施設の円滑な設置と運営を促進するために適切な措置です。	—	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
7	はい	(理由等)	—	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
8	はい	(理由等) 廃棄物を扱う上で当然の事だと認識しております。	—	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
9	はい	(理由等) ・一般廃棄物処理施設は一般的には迷惑施設であるため、その安全性や騒音対策などを説明のうえ、地域住民の理解と納得を得ることは必要であると考え。 ・また、住民同意については廃棄物処理法上、必須要件ではないため、市の策定する規定上、住民同意を必須とせず、住民説明会の開催までに留まる記載についても理解する。	—	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
10	はい	(理由等) 当然、施設周辺住民とのトラブルを防止し、円滑な施設の設置・運営を図る事の重要性は必修だと感じます	—	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
11	いいえ	(理由等) 既存の産業廃棄物処理施設設置の際住民説明会を実施している場合は不要と思います。	既存の産業廃棄物処理施設設置の際に事前手続を実施している場合は、「(工)過去に事前手続に相当する手続を実施している場合であって、市長が事前手続を要しないものと認めるとき」の規定により、個別に住民説明会の開催の要否を判断します。	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため

意見No.	提出された意見の内容		回答	考慮の結果 (案の修正有無)	理由
12	はい	(理由等) 事業者に対し住民説明会の開催を求めるのは当然だが、環境面において臭気問題が必ず発生するので風向風速(環境アセス)データの提出を求め許可をした方がよい。環境面を行政側がしっかり考えて実行しないと後で大きな住民トラブル発生となるため、この質問は妥当とかではなく求める必要がある。	臭気問題を含め、施設周辺の生活環境へ影響に関しては、法令の規定も踏まえ、市として慎重に対応してまいります。なお、一定規模以上の施設設置に当たっては、生活環境影響調査の実施が義務付けられています。	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
13	はい	(理由等) 周辺住民の理解は必要なので妥当だと思います	—	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため

設問3	その他の御意見			
意見No.	提出された意見の内容	回答	考慮の結果 (案の修正有無)	理由
1	<p>(意見のタイトル、項目等) 一般廃棄物の収集運搬業の許可基準について</p> <p>(意見の内容) 環境省より発出されている平成26年10月8日付け環廃対発第1410081号「一般廃棄物処理計画を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正な運用の徹底について(通知)」にもあるとおり、一般廃棄物処理業については専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられておらず、許可を出すにあたっては区域における一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保されるように、区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することが求められている。 今回、許可の対象を拡大するにあたり、新たに許可を出す際に例えば区域や施設を指定する等を行わないと一般廃棄物収集運搬業の運営が継続的かつ安定的に行われなくなるおそれがあると思料するが如何か。その辺りの担保についてどのように考えているのかを、一般廃棄物の統括的な処理責任を有する静岡市が、事前に明確に整理し明らかにすべきだと思料する。</p>	御指摘のとおり、一般廃棄物処理業の許可に当たっては、既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮する必要があるため、収集運搬業の新規許可については、取り扱う廃棄物の種類及び搬入施設を限定した許可を想定しています。	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
2	<p>(意見のタイトル、項目等) 静岡市一般廃棄物処理施設の維持管理に関する指導基準</p> <p>(意見の内容) 4 規則等の案の内容(2)用語の定義 ウ ・「第5条第1項に規定する施設」⇒「第5条第1項に規定する一般廃棄物の中間処理を行う施設(し尿処理施設を除く。)」ではないか</p>	この指導基準で使用する「一般廃棄物処理施設」の用語は、最終処分施設も含め、法第8条第1項で定義する「一般廃棄物処理施設」と同義であることを示すため、案のとおり表記しました。	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
3	<p>(意見のタイトル、項目等) 静岡市一般廃棄物処理業等に関する審査基準</p> <p>(意見の内容) 4 規則等の案の内容(3)一般廃棄物収集運搬業の許可に係る審査基準 イ(イ)aについて、市内の事業系一般廃棄物の発生量は、増加の傾向はなく、今後減少を一般廃棄物処理基本計画においても目標としている。 現在の事業系一般廃棄物収集運搬業許可業者の数、収集運搬能力は充足している状態で、新たな業者に許可を出す必要性はないと考える。もし、収集運搬能力が不足するというのであれば、根拠を数字で示した方がよいのではないかと。(運搬距離の増加に伴う回転率の変化、専用車両の導入に伴う既存車両の運用の変化など) 一般廃棄物の処理は、市の自治事務であり、制定の趣旨に記述があるように、原則市(委託含む)で行い、例外的に許可業者をして市の責任を果たす法の立付けであるならば、現在の許可業者による収集運搬が困難であることが今回新たに許可業者を認める条件ではないか。仮にそのような条件がないのに新たな許可を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第2号に違反するのではないかと。</p>	一般廃棄物の収集運搬については、全体の発生量が増加傾向にないことから、基本的には既存の許可業者の能力で対応できるものと考えています。一方で、循環型社会形成の観点から、民間事業者による事業系一般廃棄物のリサイクル処理を推進していくためには、一般廃棄物の処分業及び収集運搬業の許可を併せて認めることが有効と考えます。その上で、新規許可に当たっては、既存の許可業者の事業への影響を考慮し、取り扱う廃棄物の種類や運搬先の施設を限定した必要最小限の許可とします。	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
4	<p>(意見のタイトル、項目等) 静岡市一般廃棄物処理業等に関する審査基準</p> <p>(意見の内容) 4 規則等の案の内容(4)一般廃棄物処分業の許可に係る審査基準 ・「魚のあら」もあるのではないかと。 ・(ウ)の記述は、一般廃棄物処理基本計画で再生以外は許可を認めないと記述していることと、矛盾していないか。</p>	「魚のあら」については、「4(4)ア(ア)再生利用することを目的とした一般廃棄物」に含まれるものと考えます。また、4(4)の基準について、本市一般廃棄物処理基本計画との矛盾は生じていないものと考えます。	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
5	<p>(意見のタイトル、項目等) 静岡市一般廃棄物処理業等許可に関する行政指導指針</p> <p>(意見の内容) 様式18号 6 維持管理の概要 表中pHの下線は不要では?</p>	御指摘に従い、下線を削除します。	修正あり	規則等の案の修正を要する意見であるため
6	<p>(意見のタイトル、項目等) 一般廃棄物のリサイクルを促進について</p> <p>(意見の内容) 一般廃棄物のリサイクルを促進する中に、だれでも使用できる民間業者のステーション設置型のビンの回収を入れてほしい。現在のペットボトル、紙回収などのようなステーションをイメージしている。HPには「ビンの回収は市の許可が不要」とかかれているが、現在、清掃工場に持ち込むか、自治会が集めているビン回収(私有地の為、部外者は捨てることを禁止されている箇所が多い)のみで一般の人たちが捨てる場所がなく、地域の自動販売機付近にビンの不法投棄がすさまじく目立っていることと、燃えるゴミにビンが混じっていることがある。ただ、ステーション設置型のビン回収にすると、放り込んだときに割れる危険性もあるため、非常に難しい問題だと感じている。酒屋はそこで購入したビンしか回収しないため、スーパーなどで購入されたビン捨てる場所が存在していない。ペットボトルやプラスチック排出量をおさえるためにも、ビン普及してもらいたいところだが、そもそも捨てる方法が無ければビンがうかつに購入できない状況に陥っている。捨てる方法があるペットボトルを選ぶことと、これでは永遠にCO2削減には至らないと考える。ちなみに、芦田川・高屋川という不法投棄が絶えない川があるが、分別方法が細かく、捨てる場所や収集場所がないような場合、ルールに従うのがめんどうくさい層が必ず一定数発生し、川に不法投棄が増えることも予想されると思う。民間事業者によるリサイクル処理についての許可は、何のために行うのか。本末転倒とならないよう、さまざまな視点・観点から考えてほしい。</p>	不要となったビンの回収につきましては、ビール瓶などの飲食用のびんは、月に1回、お住まいの自治会・町内会が指定する集積所で、化粧品のびん等の飲食用以外のびんについては、随時、不燃・粗大ごみとして市が回収しています。いずれも、市民の方であればどなたでも利用が可能です。	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため

意見No.	提出された意見の内容		回答	考慮の結果 (案の修正有無)	理由
7	<p>(意見のタイトル、項目等) 生花店で出される残渣の処理について</p> <p>(意見の内容) 花店が商品を製作する際に残る茎や葉や有機物の不要な部分は残渣として扱われ、現在、事業廃棄物として処理されています。花店の規模にもよりますが、年間1億円を、超える事業者は、1日およそ80リットル程度の残渣を廃棄しているようです。ご存知ように花の残渣は、水分が多く、焼却するための二酸化炭素排出量も多いと思われます。これらを効果的に処理することが、地球環境保全の一環として注目されています。植物残渣の有効的な処理は、環境への配慮も含め、持続可能な花店事業の一助にもなると確信しています。他方、知人の農家から、花店の花や植物の残渣を、堆肥化したので、無料で譲ってほしいと言われております。しかしながら、現在の法律では、例えば、双方が合意しているとはいえ、提供される側が、報酬を払わない場合は、違法な投棄とみなされる可能性があるという聞いております。一般廃棄物処理基本計画の54ページに、記載のとおり「自らが運搬」するには、許可も必要ありません。また、処理施設に至っては、現存する農家が、畑に受け入れることになっておりますので施設を設置することはありません。これらをふまえ、双方合意の上での残渣処理が、「循環型社会の観点から、収集された廃棄物が有効利用(活用)される」と認めて頂きたい意見をしました。</p>		<p>事業系一廃棄物である植物残渣の堆肥化については、一定規模の処理施設を有する等の基準を満たす場合は、「循環型社会の観点から、収集された廃棄物が有効利用(活用)される」場合に該当し、処分業の新規許可を受けることが可能です。ただし、処理施設がなく、植物残渣を直接畑に受け入れるような場合は、有価物として取り扱う必要があります。(そのほか肥料関係の法令の遵守も必要です。)</p>	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
8	<p>(意見のタイトル、項目等) 静岡市一般廃棄物処理業等に関する審査基準 4 規則等の内容 (3)一般廃棄物収集運搬業の許可に係る審査基準 ウ 申請者の能力に係る事項</p>				
	(ア)について	<p>(意見の内容) 「同種の産業廃棄物の行を2年以上行っている者」とあるが、運搬実績が月何トン以上、年間何トン以上の記述が必要ではないか。少量の運搬実績では「的確に行うに足りる知識及び技能を有する」とはいけないのではないか。</p>	<p>御意見は、今後の運用・検討の参考とさせていただきます。</p>	修正なし	今後の運用・検討の参考意見とするため
	(イ)について	<p>(意見の内容) 許可の基準はあくまで申請者の適正を判断して行うものであるが、実際に収集作業を行うのは、各ドライバーであるので、今回新規に許可を行おうとしている循環型社会の形成に資する処理後物が有効活用される廃棄物は、主に生ごみを対象としていると思慮する。そのような廃棄物は、他の事業系一般廃棄物(紙ごみ、木くず)よりその取り扱いには相当の経験と知識が必要と思われるので、特別管理産業廃棄物収集運搬業のPCBを扱う業者の許可と同様に当該業務に従事する従業員にも講習会の受講を義務づけるべきではないか。</p>	<p>御意見は、今後の運用・検討の参考とさせていただきます。</p>	修正なし	今後の運用・検討の参考意見とするため
(ウ)について	<p>(意見の内容) 近年事業継承が困難で業をやめるケースや、業務拡大のため事業譲渡や資本提携等を行う事例が多いと感じている。今まで廃棄物処理業を営んでいなかった会社が、長年廃棄物処理業を行ってきた会社の事業を継承するような場合は、その内容により「その他市長が認める場合」に該当すると考えるが、法人の合併分割、個人事業主の法人化などのケースを規定する必要があるのではないか。</p>	<p>法人の合併分割や個人事業主の法人化等については、事業継承のケースとして別途基準等を整理します。</p>	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため	
9	<p>(意見のタイトル、項目等) 一般廃棄物処理及び収集運搬</p> <p>(意見の内容) 収集運搬についてはどのような考えか表示して頂きたい。</p>		<p>一般廃棄物の収集運搬業については、①再生利用のための一般廃棄物を再生利用施設まで運搬する場合、②既存の許可業者が許可された車両台数の範囲内で一時多量ごみを取り扱う場合に新規許可を行います。①は、循環型社会形成推進の観点から、②は、一時多量ごみを扱える許可業者が市内(清水区)に偏在している現状を踏まえて実施するものです。</p>	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
10	<p>(意見のタイトル、項目等) 静岡市一般廃棄物処理業等許可に関する審査基準</p>				
	(3)一般廃棄物収集運搬業の許可(法第7条第1項及び第7条の2第1項)に係る審査基準	<p>(意見の内容) 新規許可には、基準のアとイ、ともに満たす必要があるという理解でよいか。</p>	<p>そのとおりです。</p>	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
	(3)一般廃棄物収集運搬業の許可(法第7条第1項及び第7条の2第1項)に係る審査基準 ア	<p>(意見の内容) 「審査基準ア」について、家庭ごみについては、一時多量ごみを除き、基本的には困難性はなく、新規許可はされないという理解でよいか。また、今後、一時多量ごみ以外の家庭ごみについての新規許可が出されるのは、(オ)が適用される場合という理解でよいか。</p>	<p>そのとおりです。家庭ごみの収集運搬は、市(直営または委託)が実施しており、一時多量ごみを除き事業者への許可を行う予定はありません。</p>	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
	(3)一般廃棄物収集運搬業の許可(法第7条第1項及び第7条の2第1項)に係る審査基準 イ a	<p>(意見の内容) 「事業系一般廃棄物を再生利用するために(4)イの基準に適合する処分施設まで運搬する場合」とあるが、この処分施設には市外施設も含まれるのか</p>	<p>一般廃棄物の処理を行う施設であるため、基本的には市内の処分施設を想定しています。</p>	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
(4)一般廃棄物処分業の許可(法第7条第6項及び第7条の2第1項)に係る審査基準 ア	<p>(意見の内容) 困難性があるものとして、「(ア)再生利用することを目的とした一般廃棄物」を指定しているが、これは例えば、既に市内に十分な処理能力のあるリサイクル施設がある場合も、その一般廃棄物の処理困難性は継続しているものと判断されるのか</p>	<p>そのとおりです。十分な処理能力のある市のリサイクル施設が整備されない状況においては、処理困難性は継続するものと考えます。</p>	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため	

意見No.	提出された意見の内容		回答	考慮の結果 (案の修正有無)	理由
	(4)一般廃棄物処分量の許可(法第7条第6項及び第7条の2第1項)に係る審査基準 イ	(意見の内容) 「(ア)当該処分が廃棄物の再生利用の方法として通常行われているものであり、処理過程や処理後物の取引市場等が確立されていること」とあるが、これは、処理過程全体をとおし、最終的に確実な再資源化が実現するのであれば、静岡市内では中間処理のみを行う場合であっても、認められるという理解でよいか。	そのとおりです。	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
	(5)一般廃棄物処理施設の設置の許可(法第8条第1項及び第9条第1項)に係る審査基準 ア	(意見の内容) 「(イ)住宅、店舗等 おおむね50m以上(最終処分場の場合に限りず。)」とあるが、最終処分場の新規許可も想定しているのか。想定されないが、「静岡市産業廃棄物処理業許可に関する審査基準」にあわせて設定したものか。	現在のところ、一般廃棄物の最終処分場の新規許可は想定していませんが、既存の施設の変更許可等を踏まえて設定しています。	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
	(御意見のタイトル、項目等) 静岡市一般廃棄物処理業等許可に関する行政指導指針				
	(5)一般廃棄物処分量の許可	(意見の内容) 提出書類に「(サ)従業員名簿」とあるが、例えば、上場企業等の大企業が新たに新規許可を取得する場合、その従業員数は数千人という規模になることが想定されるが、全員分の従業員名簿を提出させるのか、それとも、当社のうち、一般廃棄物処理に係る従業員、もしくは、本市における一般廃棄物処理処理を所管する静岡支店の従業員のみななど、限定して提出させるのか、どちらを想定しているか。	御質問のような場合には、一般廃棄物処理に係る従業員又は支店の従業員など、対象者を限定して提出いただくことを想定しています。	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため
11	(7)一般廃棄物処理施設の設置の許可(法第8条第1項)等の申請等に当たっての指導指針	(意見の内容) ・「(イ)法人の役員、使用人、出資者等及び申請者の法定代理人が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面(様式第14号)」とあるが、様式第16号の間違いではないか。 ・(6)、(5)のように、(7)にも「キ その他市長が特に必要があると認める書類」を加えた方がよいのではないか。	・「様式16号」→「様式14号」に修正します。 ・(7)及び(8)に「その他市長が特に必要があると認める書類」を追加します。	修正あり	規則等の案の修正を要する意見があるため
	様式第14号	(意見の内容) 「再生利用に係る処理計画書(処分用)」について、一般廃棄物処理基本計画にて求めている「循環型社会形成の観点から、その処理後物が有効利用(活用)されることが確実である」ことを確認するための計画書であるが、この様式では再生利用率がわからないため、処理見込量・再資源化見込量といった数値も必要なのではないか。また、事業者独自の品質確保のための措置など、再資源化に貢献する取組についても、聴取すべきではないか(こういった、様式ではくみ取れない情報について聴取する意味でも、「キ その他市長が特に必要があると認める書類」が必要なのではないか)。	再生利用率については、同様式2(2)「処理後の廃棄物の有無(有の場合はその割合及び処理方法)」の記載から判断します。また、様式第14号では汲み取れない情報が必要な場合は、4(5)「(タ)その他市長が特に必要があると認める書類」の規定により資料の提出を求めるものとします。	修正なし	規則等の案の修正を要する意見ではないため